

蕨市立病院経営改革プラン外部評価員設置要領

(設置)

第 1 条 蕨市立病院経営改革プラン（以下「改革プラン」という。）の実施状況について点検及び評価するため、蕨市立病院経営改革プラン外部評価員（以下「外部評価員」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 外部評価員は、医療又は病院経営に関し、高い識見を有する者のうちから院長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 外部評価員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 4 条 外部評価員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 改革プランに掲げる行動計画の進捗状況に係る点検及び評価に関すること

(2) その他蕨市立病院の経営改革に必要な助言等に関すること

(秘密の保持)

第 5 条 外部評価員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(謝礼)

第 6 条 外部評価員に対し、別に定めるところにより、謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第 7 条 外部評価員に関する庶務は、事務局庶務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 14 日から施行する。